

○厚生労働省告示第一八三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月二十八日から適用する。ただし、第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(2)の改正規定は、公布の日から適用する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣 長妻 昭

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の1中「(ただし、同表第2欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあつては同表第3欄に定める量以上)」を削り、同目の1の表の第1欄中「米」の下に「(玄米及び精米をいう。2の(1)において同じ。)」を加え、同表の第3欄中「1.0ppm」を「0.4ppm」に改める。

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(1)の表の検体の欄中「玄米」の下に「及び精米」を加える。

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(2)中「1. に示す」を「次に示す」に改め、「ただし、2. に示すジチゾン・クロロホルム法によることができる。」を削り、「1. 原子吸光法」を削り、2. を削る。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文(抄)
 ○食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
第1 食品 D 各条 ○ 寒天 1 (略) ○ 穀類、豆類及び野菜 1 次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有するものであつてはならない。この場合において、同表の第2欄に掲げる物について同表の第3欄に「不検出」と定めているときは、次の2に規定する試験法によつて試験した場合に、その物が検出されるものであつてはならない。			第1 食品 D 各条 ○ 寒天 1 (略) ○ 穀類、豆類及び野菜 1 次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて(ただし、 <u>同表第2欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあつては同表第3欄に定める量以上</u>)含有するものであつてはならない。この場合において、同表の第2欄に掲げる物について同表の第3欄に「不検出」と定めているときは、次の2に規定する試験法によつて試験した場合に、その物が検出されるものであつてはならない。		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
米(玄米及び精米をいう。2の(1)において同じ。)	カドミウム及びその化合物	Cdとして <u>0.4ppm</u>	米	カドミウム及びその化合物	Cdとして <u>1.0ppm</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 穀類及び豆類の成分規格の試験法 (1) 検体			2 穀類及び豆類の成分規格の試験法 (1) 検体		
食品		検体	食品		検体
米		玄米及び <u>精米</u>	米		玄米
(略)		(略)	(略)		(略)